

## 第2回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について

資料1

第2回特別部会で委員からいただいた御指摘等に対する対応は、次のとおりである。

項目	指摘、意見等	対応
施設更新時の手続の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の改築は「地下移設、高架移設その他の移設をいう」、鉄道の改良は「その他の移設に限る」と末尾の表現が違う。(奥委員)</li> <li>・鉄道の改良には様々なものがあるので「限る」としたのではないか。(柳委員)</li> </ul>	資料4「中間のまとめ(案)」別表「更新」の視点での対象事業の整理(17ページ)を参照
事業内容等変更時の手続要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設の処理能力要件を定める自治体もあり、産業廃棄物の種類が多様ということが、処理能力を定めない理由になるのか。慎重に検討したほうがよい。(奥委員)</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、施設の設置の際、生活環境影響調査を行う制度がある。条例によるアセスメントか、個別法のアセスメントに委ねるのか、全体的な整理が必要ではないか。(藤倉委員)</li> </ul>	<p>廃棄物処理施設を含め、対象事業や要件の見直しについては、今後の課題として引き続き検討していく。</p>
事業内容等変更時の手続要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な諸元が10%以上増加しない場合でも、予測や評価が変わることがあり、環境影響の変化の程度によってはアセスメントの再実施を判断することになる。予測や評価に関する変更がある場合を、変更届の提出要件として明確化することは大変重要である。(町田委員)</li> </ul>	御意見を踏まえ、案の考え方を反映した規定とするよう調整を行う。
事業者のより主体的な手続実施の仕組み(審議会への事業者の出席について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントは、事業者のセルフコントロールで行う手続の仕組みであり、審議会で事業者が主体的な役割を担うことは、制度の基本的な事項であり、条例で規定することが必要である。(柳委員)</li> <li>・他の自治体の審議会の例では、基本的に事業者が出席し説明している。(柳委員、奥委員、藤倉委員)</li> </ul>	<p>審議会への事業者の出席について、条例に規定する方向で調整を行う。</p> <p>審議会総会と部会における事業者の役割や運営方法について具体化していく。</p>

<p>その他 (氏名等の公表に係る条例規定の見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告規定の運用に関して、勧告を出した件数などの状況を、審議会に報告することを要望する。(藤倉委員)</li> <li>・他自治体の氏名公表の規定はできる規定になっているが、都の第91条は「公表しなければならぬ」という規定ぶりになっている。この規定ぶりでは変えないということではよろしいか。(奥委員)</li> </ul>	<p>進行管理や指導を適切に行うとともに、勧告等の制度運用に関する重要な事項は、審議会に報告する。 御意見を踏まえ、これまでの規定を尊重する方向で法制所管部署と調整していく。</p>
<p>その他 (アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント手続として住民に意見を求めるときに、図書の電子縦覧を行うだけでなく、縦覧期間終了後も環境影響評価書を公開することについて、具体的に可能性を示してほしい。環境アセスメントが持つプレッジアンドレビュールと効果を担保するほか、制度や予測評価技術に関する議論における貴重なデータとして集積することを東京都が率先して行ってほしい。(藤倉委員)</li> <li>・縦覧期間終了後に図書の電子データが見られなくなることは、アセスメントの学会でも問題とされ、国も前向きに検討する段階にある。今回の見直しの中でもその方向で検討したい。(柳委員)</li> </ul>	<p>資料3「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討」を参照</p>

## 環境影響評価制度検討特別部会での検討事項の整理

### 1 諮問事項

#### (1) 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

<b>①施設更新時の手続の明確化</b>		
	施設の「更新」に係る環境影響評価手続について	第1回、第2回
<b>②事業内容等変更時の手続要件の明確化</b>		
	事業内容等の変更時の要件の明確化について	第2回
<b>③その他</b>		

#### (2) 本制度の運用上の課題の見直し

<b>①事業者のより主体的な手続実施の仕組み</b>		
	審議会への事業者の出席について	第2回
<b>②その他</b>		
	氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて	第2回
	アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討	第3回

### 2 その他検討事項

- ・ 計画段階アセスメントの課題整理、今後の方向性の検討
- ・ 自主的なアセスメントの制度検討
- ・ 対象事業の追加検討



## アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討

これまで、都ではアセスメント図書（※）の公表は、環境配慮書、特例環境配慮書、調査計画書、評価書案、見解書及び評価書（以下「縦覧図書」という。）について、紙媒体の縦覧を中心に実施してきたが、紙媒体では都民は縦覧場所まで赴く必要があり、平日に縦覧場所へ行くことができない場合もある。

また、アセスメント図書は都民の貴重な財産であることから、インターネットによるアセスメント図書の常時公表について以下のように検討し、実施をめざしていく。

※アセスメント図書：環境配慮書、特例環境配慮書、調査計画書、評価書案、見解書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、変更届に添付される変更の内容を記載した書面

### 1 公表の現状

- 東京都及び関係自治体の窓口等において縦覧図書（紙媒体）の縦覧を実施
- 環境局ウェブサイト上に、縦覧図書の一部を公開
- 環境局において、縦覧期間終了後もアセスメント図書を紙媒体で閲覧・貸出し

### 2 インターネット公表について

#### （1）現在の取組

- 「環境局の自律改革に向けた取組」において、縦覧期間中に縦覧図書（電子媒体）を環境局ウェブサイト上に公表するため準備中（平成30年度中実施予定）

#### （2）今後の課題

- 著作権の整理  
ウェブサイト上で公表する場合、自動公衆送信権保護の観点から、著作権者等の許諾が必要
- 縦覧期間終了後のアセスメント図書の公表について  
縦覧期間終了後の縦覧図書、その他アセスメント図書をウェブサイト上で常時公表する場合の課題整理（公表するアセスメント図書の種類、経費等）



東京都環境影響評価制度の見直しについて

中間のまとめ（案）

平成30年 月

東京都環境影響評価審議会

## 目 次

### 第 1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯

### 第 2 東京都環境影響評価制度の見直しについて

#### 1 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

##### (1) 施設更新時の手続の明確化

##### (2) 事業内容等変更時の手続要件の明確化

#### 2 本制度の運用上の課題の見直し

##### (1) 事業者のより主体的な手続実施の仕組み

###### ア 審議会への事業者の参加

##### (2) 氏名等の公表に係る条例規定の見直し

#### 3 その他

### 別 表 「更新」の視点での対象事業の整理

#### 参考資料 1 諮問趣旨

#### 参考資料 2 第 19 期東京都環境影響評価審議会・環境影響評価制度検討特別部会 委員名簿

#### 参考資料 3 審議の経過



## 第1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯

環境影響評価制度（以下「本制度」という。）は、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響をできる限り少なくするための一連の手続の仕組みである。

都では、環境影響評価法の成立に先駆けて、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）を昭和55年に制定した。翌昭和56年の施行以来、これまでに350件を超える案件に適用され、大規模事業が環境に与える影響の低減に大きな成果を上げてきた。

この間、平成14年には、国内初の計画段階環境影響評価制度導入に係る条例改正を行うなど、東京の環境保全を図るため先進的な取組を行ってきた。

現在の都における本制度を取り巻く状況を見ると、本制度の創設から37年が経過し、今後、高度成長期以降に整備し、更新期を迎える施設等の増加が見込まれるなど、状況の変化が生じている。これまで、条例に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、条例の新設等の規定を適用して本制度を運用してきた。しかしながら、本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新について対象を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。

このような背景から、当審議会は、昨年12月に東京都知事から「東京都環境影響評価制度の見直しについて」諮問を受け、以来、環境影響評価制度検討特別部会を設置し、本制度の手続の明確化を中心とした見直しについて専門的見地から検討を行ってきた。

これまでの議論をとりまとめ、「中間のまとめ」として報告する。

## 第2 東京都環境影響評価制度の見直しについて

### 1 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

#### (1) 施設更新時の手続の明確化

##### 【現状と課題】

施設の更新時においては、次の理由から、環境影響評価手続を行う必要がある。

- ① 施設の更新は、新設と同程度の環境への影響を及ぼすおそれがあり、解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあること。
- ② 施設は一度設置されると長期にわたり使用され、設置による環境への影響は将来にわたって継続することになる。そのため、新設時と同様に、更新時も環境への影

響をできる限り少ないものとする必要があること。

- ③ 制度創設時になかった手続の導入や環境影響評価項目の追加など、本制度も見直されてきた。それに合わせた適正な評価手続を更新事業に対しても行う必要があること。

これまでは、条例第2条で定義する対象事業及び個別計画について、その内容及び規模を定める東京都環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）に、施設の新設、増設等の規定はあるが更新についての規定がないため、施設の新設等の規定を適用して手続を実施してきた。

今後、施設の更新の増加が見込まれることから、より適正かつ円滑に環境影響評価手続の運用を図るため、施設の更新が本制度の対象となることを明確化する必要がある。

### 【今後の方向性】

施設の更新については、次のとおり明確化することが適当である。

#### ア 更新の定義を新たに定める。

条例及び施行規則には、更新についての規定がないことから、まず更新の定義を置くことが適当である。

規定に当たっては、「更新とは、既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）と同一敷地内で、既存の施設の全部又は一部の除却及び当該施設と同一種類の施設の設置をする行為をいう。ただし、補修工事等施設の保全のために行うものその他知事が認めるものを除く。」など分かりやすいものとするのが適当である。

#### イ 更新の要件を対象事業の種類ごとに新たに定める。

対象事業ごとの考え方の詳細は、別表「更新」の視点での対象事業の整理」に示す。

更新の規模要件については、更新は、既存施設の解体工事を除けば、新設等と同じ形態の行為であることから、新設等の規模要件と同じ規模で定めることが適当である。ただし、道路や鉄道の更新については、改築や改良の一形態といえることから、これらの規模と同じ規模で定めることが適当である。

なお、対象事業のうち、更新が想定できないもの、現在都内に該当する施設がないもの及び個別施設の更新が対象になり得ないものについては要件を定める必要はない。

ただし、現在都内に該当する施設がない対象事業について、今後、該当する施設が存在することになった場合には、新設等の規定に準じて、更新の要件を定めることが適当である。

ウ 更新以外の要件についても併せて必要な見直しを行う。

道路と、鉄道、軌道又はモノレール（以下「鉄道等」という。）とは、それぞれ改築、改良の場合の規模要件を、事業段階環境影響評価では長さ1 km 以上、計画段階環境影響評価では長さ2 km 以上と定めている。同様の線的開発事業でありながら、鉄道等の改良には、本線路の増設のほか、地下移設、高架移設その他の移設が含まれているのに対し、道路の改築には、車線数の増加のみで、移設は含まれていない。

更新と同様に環境影響を及ぼすおそれがある道路の地下移設、高架移設等についても、鉄道等と同様に、改築の定義に含めて規定することが適当である。

また、バイパス道路について、環境影響評価法施行令が改築の定義に含めていることにならない、条例においても道路の改築に定義することが適当である。

## (2) 事業内容等変更時の手続要件の明確化

### 【現状と課題】

条例第62条、第37条では、対象事業又は対象計画の案の目的又は内容（以下「事業内容等」をいう。）を変更する場合の知事への届出義務を定めている。この例外として、軽微な変更その他規則で定めるものは届出を要しないとしているが、軽微な変更その他規則で定めるものについての具体的な定めがない。

しかしながら、変更届の提出は、事業者にとって一定の負担を伴うため、届出を不要とする要件を明確化することが必要である。

### 【今後の方向性】

#### ア 事業内容等の変更

変更届は、事業内容等が変更となった場合に、知事が変更内容を正確に把握し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めるなど、適正な手続の実施を行うために欠かせない。また、変更内容を知事が公表し、都民に対し周知を図ることとしている。

具体的な要件の設定に当たっては、こうした変更届の意義を踏まえつつ設定する必要がある。

13ページ「事業内容等の変更時の手続について」の図の中に、変更届が不要となる場合の要件として、①から④までの考え方を示している。

「①基本的な諸元の増加が10%未満である変更」又は「②変更後の対象事業について変更前の関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更」に該当しない場合は、環境影響評価法令では手続の再実施を求めていることにならない、本制度による変更の届出の後には東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）への意見聴取

を経て、手続の再実施を求めることが適当である。

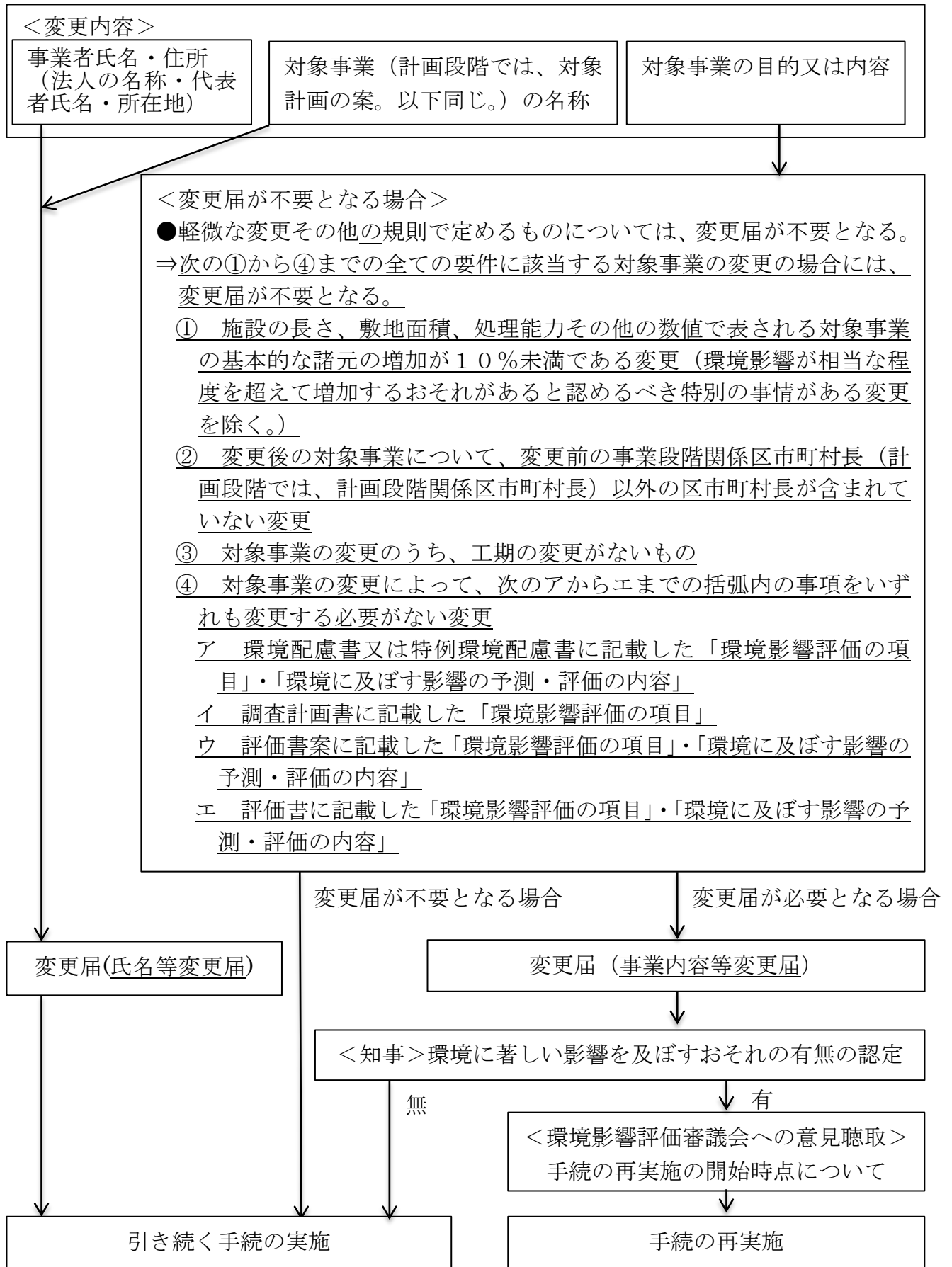
#### イ 氏名等の変更

条例第 62 条、第 37 条は、事業内容等の変更だけでなく、事業者の氏名若しくは住所又は対象事業の名称（以下「氏名等」という。）の変更があった場合、いずれも特段の区別なく同一の様式で変更の届出を提出することになっている。

氏名等の変更は、環境影響評価手続の再実施に関わらないため、事業内容等の変更届とは別の様式により届出を求め、そのまま引き続く手続を実施するように運用することが適当である。

# 事業内容等の変更時の手続について

今回追加する部分は、下線部



## 2 本制度の運用上の課題の見直し

### (1) 事業者のより主体的な手続実施の仕組み

#### ア 審議会への事業者の参加

##### 【現状と課題】

審議会は、環境影響評価図書（以下「図書」という。）に係る審査意見書の作成について、知事の諮問に応じ答申を行う権限を有している。

他の自治体の例では、事業者が、審議会において事業内容等を説明しているが、都の場合、条例や施行規則に審議会への事業者の出席等に係る規定がなく、説明から審議会委員との質疑対応までの全てを都が担っている。

本制度は、事業者が主体的に環境の保全について適正な配慮を行う手続の仕組みであり、この趣旨からすれば、事業者が事業内容についての説明責任を果たすべきである。

##### 【今後の方向性】

審議会は、事業者に対して審議会への出席、審議会において意見や説明を求めることができることを明文化すべきである。

なお、この規定は、事業者には一定の負担を伴うことや本制度の基本的な事項であることから、条例上に設けることが適当である。

### (2) 氏名等の公表に係る条例規定の見直し

##### 【現状と課題】

条例第91条は、事業者が条例に定める手続を行わなかったときに、その氏名及び住所やその事実を公表することを定めている。

この条文は、手続に従わない事実があれば、直ちに氏名等を公表するという直罰的な定め方であるが、他の自治体の例では、氏名等の公表の前に指導や勧告を行い、それでも是正されないときは公表する措置を講じることが一般的である。

都は、これまでも手続の確実な遂行を担保するという趣旨から、より早期に是正を図るために指導や勧告を行うものと解してきたが、現行の規定はこの考え方に即していない。

##### 【今後の方向性】

違反があると認められるときは、氏名等の公表の前に、必要な措置を講じるよう勧告する規定を設けることが適当である。

### 3 その他

今回検討した事項以外にも、将来的に制度の改善に向けて検討すべき事項があると考えられることから、最終のまとめに係る審議等も踏まえ、検討を進めていく必要がある。





## 「更新」の視点での対象事業の整理

- 注1 今回追加する部分は、下線部
- 注2 「事」は事業段階アセスメント、「計」は計画段階アセスメントの要件
- 注3 増設と更新を同時に実施する場合、更新部分の規模に増設部分の規模を合算して、更新の規模として算定する。

### 1 線の開発事業

事業	新設等	増設等	更新
道路の新設又は改築	<p><b>【新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」全て</li> <li>その他の道路（4車線以上）：「事」1 km以上※1</li> <li>上※2 / 「計」2 km以上</li> </ul>	<p><b>【改築】</b> ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」1 km以上※2</li> <li>その他の道路（4車線以上※3）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上</li> </ul>	<p><b>【更新】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」1 km以上※2</li> <li>その他の道路（4車線以上※3）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上</li> </ul>
鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	<p><b>【建設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」全て / 「計」新幹線を除く全て</li> </ul>	<p><b>【改良】</b> ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）</li> </ul>	<p><b>【更新】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）</li> </ul>
<p>※1 「改築」は、車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線、変速車線を除く。）の数が増加すること、新たに道路（改築後の車線の数が四以上であるもの）を設けること又は地下移設、高架移設その他の移設に限る。</p> <p>※2 新設、改築又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</p> <p>※3 改築又は更新については、改築又は更新の結果4車線以上になるものを含む。</p>			
<p>※1 「改良」は、本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）、地下移設、高架移設その他の移設に限る。</p> <p>※2 改良又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</p>			

事業	新設等	増設等	更新
送電線路の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 電圧17万V以上かつ長さ1km以上</li> </ul>	<p>【延長・昇圧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 電圧17万V以上かつ延長する区間の長さ1km以上</li> <li>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 電圧17万V以上に変更（昇圧）かつ変更する区間の長さ1km以上</li> </ul>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 更新により設置する送電線路の電圧17万V以上かつ長さ1km以上</li> </ul>

## 2 規模要件に敷地面積等が含まれる事業

事業	新設等	増設等	更新
工場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業で公害型の工場：「事」敷地面積 9000 m<sup>2</sup>以上又は建築物面積の合計 3000 m<sup>2</sup>以上／「計」敷地面積 18000 m<sup>2</sup>以上又は建築物面積の合計 6000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業で公害型の工場：「事」増加する敷地面積 4500 m<sup>2</sup>以上かつ増設後敷地面積 9000 m<sup>2</sup>以上又は増加する建築物面積 1500 m<sup>2</sup>以上かつ増設後建築物面積の合計 3000 m<sup>2</sup>以上／「計」増加する敷地面積 9000 m<sup>2</sup>以上かつ増設後敷地面積 18000 m<sup>2</sup>以上又は増加する建築物面積 3000 m<sup>2</sup>以上かつ増設後建築物面積の合計 6000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業で公害型の工場：「事」更新後の敷地面積 9000 m<sup>2</sup>以上又は更新により設置する建築物の建築物面積の合計 3000 m<sup>2</sup>以上／「計」更新後の敷地面積 18000 m<sup>2</sup>以上又は更新により設置する建築物の建築物面積の合計 6000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>
終末処理場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・終末処理場：「事」敷地面積 5ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」敷地面積 10ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・終末処理場：「事」増加する敷地面積 2.5ha 以上かつ増設後敷地面積 5ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 50 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上</li> </ul>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・終末処理場：「事」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 5ha 以上又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上</li> </ul>

事業	新設等	増設等	更新
産業廃棄物の中間処理施設の設置又は変更	<b>【設置】</b> ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」敷地面積 9000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3000 m <sup>2</sup> 以上	<b>【増設】</b> ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」増加する敷地面積 4500 m <sup>2</sup> 以上かつ増設後敷地面積 9000 m <sup>2</sup> 以上又は増加する建築面積 1500 m <sup>2</sup> 以上かつ増設後建築面積 3000 m <sup>2</sup> 以上	<b>【更新】</b> ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」更新後の敷地面積 9000 m <sup>2</sup> 以上又は更新により設置する建築物の建築面積 3000 m <sup>2</sup> 以上
卸売市場の設置又は変更	<b>【設置】</b> ・卸売市場：「事」敷地面積 10ha 以上／「計」敷地面積 20ha 以上	<b>【増設】</b> ・卸売市場：「事」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上／「計」増加する敷地面積 10ha 以上かつ増設後敷地面積 20ha 以上	<b>【更新】</b> ・卸売市場：「事」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積又は「計」10ha 以上／「計」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 20ha 以上
第二種特定工作物の設置又は変更	<b>【設置】</b> ・第二種特定工作物：「事」事業区域面積 40ha 以上(樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上)／「計」事業区域面積 80ha 以上(樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上)	<b>【増設】</b> ・第二種特定工作物：「事」増加する事業区域面積 20ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 40ha 以上(樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上)／「計」増加する事業区域面積 40ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 80ha 以上(樹林地等を 15ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 20ha 以上)	<b>【更新】</b> ・第二種特定工作物：「事」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上(樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上)／「計」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 80ha 以上(樹林地等を 30ha 以上含む場合は更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上)

### 3 規模要件を施設の能力で定めている事業

(更新の対象外とする理由)

事業	新設等	増設等	更新
発電所の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火力発電所：「事」出力合計 11.25 万 kW 以上</li> <li>・水力発電所：「事」出力合計 2.25 万 kW 以上</li> <li>・地熱発電所：「事」出力合計 7500kW 以上</li> <li>・原子力発電所：「事」全て</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火力発電所：「事」増加する出力合計 5.625 万 kW 以上かつ増設後出力 11.25 万 kW 以上</li> <li>・水力発電所：「事」増加する出力合計 1.125 万 kW 以上かつ増設後出力 2.25 万 kW 以上</li> <li>・地熱発電所：「事」増加する出力合計 3750kW 以上かつ増設後出力 7500kW 以上</li> <li>・原子力発電所：「事」全て</li> </ul>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 11.25 万 kW 以上</li> <li>・水力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 2.25 万 kW 以上</li> <li>・地熱発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 7500kW 以上</li> </ul> <p>原子力発電所 現在、都内に該当する施設がない。</p>
石油貯蔵所の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油貯蔵所：「事」貯蔵能力合計 3 万 kL 以上</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油貯蔵所：「事」増加する貯蔵能力 1.5 万 kL 以上かつ増設後の貯蔵能力合計 3 万 kL 以上</li> </ul>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油貯蔵所：「事」更新により設置する石油貯蔵所の貯蔵能力合計 3 万 kL 以上</li> </ul>
ごみ処理施設の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設で、焼却施設、ばいじん又は焼却灰の処理施設、高速堆肥化処理施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設。以下同じ。）：「事」処理施設の種類ごとの処理能力合計 200 t/日以上</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設：「事」増加する処理施設の種類ごとの処理能力合計 100 t/日以上かつ増設後の処理能力合計 200 t/日以上</li> </ul>	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設：「事」更新により設置する処理施設の種類ごとの処理能力合計 200 t/日以上</li> </ul>

事業	新設等	増設等	更新
し尿処理施設の設置又は変更	<b>【設置】</b> ・し尿処理施設：「事」処理能力合計 100kL/日以上	<b>【増設】</b> ・し尿処理施設：「事」増加する処理能力合計 50kL/日以上かつ増設後の処理能力合計 100kL/日以上	<b>【更新】</b> ・し尿処理施設：「事」更新により設置する処理施設の処理能力合計 100kL/日以上
自動車駐車場の設置又は変更	<b>【設置】</b> ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	<b>【増設】</b> ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」増加する同時駐車能力 500 台以上かつ増設後同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」増加する同時駐車能力 1000 台以上かつ増設後同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	<b>【更新】</b> ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）

4 規模要件をその他の方法で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
飛行場の設置又は変更	<b>【新設】</b> ・陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て	<b>【滑走路の新設等】</b> ・滑走路の新設又は位置の変更：「事」全て／「計」全て ・滑走路の延長：「事」等級の変更を伴うもの又は A 級着陸帯若しくは a 級滑走路の場合については陸上空港等は 500m 以上、陸上ヘリポートは 50m 以上の延長	<b>【更新】</b> ・陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て
ふ頭の新設	<b>【新設】</b> ・ふ頭：「事」係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上		<b>【更新】</b> ・ふ頭：「事」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上
住宅団地の新設	<b>【新設】</b> ・住宅団地：「事」住宅戸数 1500 戸以上／「計」住宅戸数 3000 戸以上		<b>【更新】</b> ・住宅団地：「事」更新により設置する住宅戸数 1500 戸以上／「計」更新により設置する住宅戸数 3000 戸以上
高層建築物の新築	<b>【新築】</b> ・高層建築物：「事」高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※		<b>【更新】</b> ・高層建築物：「事」更新により設置する高層建築物の高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※
	※ 特定の地域については、高さ 180m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 15 万㎡超（駐車場面積を含む。）		

5 施設更新の対象外の事業

(更新の対象外とする理由)

事業	新設等	増設等	更新
ダムの新築	<p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム:「事」高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上</li> </ul>		<p>更新は、想定できない。</p>
堰の新築又は改築	<p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堰:「事」湛水面積75ha以上</li> </ul>	<p>【改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堰:「事」増加する湛水面積37.5ha以上かつ改築後湛水面積75ha以上</li> </ul>	<p>現在、都内に該当する施設がない。(湛水面積が判明している施設がない。)</p>
湖沼水位調節施設のの新築	<p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼水位調節施設:「事」施設が設置される土地の面積及び施設操作により露出する水底の最大水平投影面積の合計75ha以上</li> </ul>		<p>現在、都内に該当する施設がない。</p>
放水路の新築	<p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放水路:「事」河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの/「計」河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上</li> </ul>		<p>現在、都内に該当する施設がない。</p>
ガス製造所の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス製造所:「事」製造能力合計150万Nm<sup>3</sup>/日以上</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス製造所:「事」増加する製造能力合計75万Nm<sup>3</sup>/日以上かつ増設後製造能力合計150万Nm<sup>3</sup>/日以上</li> </ul>	<p>現在、都内に該当する施設がない。</p>
石油パイプラインの設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油パイプラインの導管(地下に埋設する部分を除く。):「事」15km超</li> </ul>	<p>【延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油パイプラインの導管(地下に埋設する部分を除く。):「事」延長する部分の長さ7.5km以上かつ延長後の長さ15km以上</li> </ul>	<p>現在、都内に該当する施設がない。</p>



<p>一般廃棄物又は産業廃棄物の陸上最終処分場の設置又は変更</p>	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上最終処分場：「事」埋立面積 1ha 以上又は埋立容量 5 万m<sup>3</sup>以上（特定有害産業廃棄物については埋立面積 1000 m<sup>2</sup>以上）</li> </ul>	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上最終処分場：「事」増加する埋立面積 5000 m<sup>2</sup>以上かつ増設後埋立面積 1ha 以上又は増加する埋立容量 2.5 万m<sup>3</sup>以上かつ増設後埋立容量 5 万m<sup>3</sup>以上（特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積 500 m<sup>2</sup>以上かつ増設後埋立面積 1000 m<sup>2</sup>以上）</li> </ul>	<p>更新は、想定できない。</p>
<p>埋立て又は干拓</p>	<p>【埋立て又は干拓】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事」埋立て又は干拓面積 15ha 以上／「計」埋立て又は干拓面積 30ha 以上</li> </ul>	<p>更新は、想定できない。</p>	<p>更新は、想定できない。</p>
<p>流通業務団地造成事業</p>	<p>【流通業務団地造成事業の施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事」全て／「計」全て</li> </ul>	<p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p>	<p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p>
<p>土地区画整理事業</p>	<p>【土地区画整理事業の施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）</li> </ul>		
<p>新住宅市街地開発事業</p>	<p>【新住宅市街地開発事業の施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事」施行区域面積 40ha 以上</li> </ul>		
<p>工業団地造成事業</p>	<p>【工業団地造成事業の施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事」全て／「計」全て</li> </ul>		
<p>市街地再開発事業</p>	<p>【市街地再開発事業の施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上</li> </ul>		

<p>新都市基盤整備事業</p>	<p>【新都市基盤整備事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て</p>		<p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p>
<p>住宅街区整備事業</p>	<p>【住宅街区整備事業の施行】 ・「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上</p>		
<p>建築物の土地の造成</p>	<p>【土地の造成】 ・「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）</p>		<p>更新は、想定できない。</p>
<p>土石の採取又は鉱物の掘採</p>	<p>【土、砂利、岩石の採取、鉱物の掘採】 ・「事」施行区域面積（工区を分割する場合は全体の区域の面積） 10ha 以上</p>		<p>更新は、想定できない。</p>
<p>環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定められるもの</p>			<p>規則の定めがない。</p>

## 諮問第 480 号（東京都環境影響評価制度の見直し） の諮問趣旨について

### 1 諮問理由

- ・東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、これまでは、条例の新設等の規定を適用して、東京都環境影響評価制度（以下「本制度」という。）の手續を実施してきた。
- ・一方、高度成長期以降に整備した施設等更新期を迎える施設の増加が見込まれるなど、本制度を取り巻く状況の変化が生じている。
- ・本制度の手續は、事業者の一定の負担を伴うことから、施設の更新について対象を明確化するなど、より適切で分かりやすい手續とする必要がある。
- ・よって、本制度の手續の明確化を中心に、条例の改正を含めた本制度の見直しについて、東京都環境影響評価審議会に諮問する。

### 2 本制度の見直しの視点

#### (1) 本制度の手續の明確化等

条例の対象事業について、施設の更新があった場合に条例の対象となることを明確化する規定を設けるなど、手續の明確化を中心に、必要な見直しを図る。

#### (2) その他

そのほか、本制度の運用上の課題について、見直しを図る。



## 第 19 期東京都環境影響評価審議会委員名簿

区分	氏名	現職
会長	柳 憲一郎	明治大学法科大学院教授
第一部会	部会長	町田 信夫 日本大学名誉教授
	委員	奥 真美 首都大学東京教授
	委員	※小林 一哉 中央大学教授
	委員	小堀 洋美 東京都市大学特別教授
	委員	齋藤 利晃 日本大学教授
	委員	谷川 昇 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター技術参与
	委員	堤 仁美 昭和女子大学専任講師
	委員	※寺島 孝一 元江戸遺跡研究会世話人代表
	委員	平林 由希子 東京大学生産技術研究所准教授
	委員	森川 多津子 一般財団法人日本自動車研究所主任研究員
	委員	義江 龍一郎 東京工芸大学学長
第二部会	部会長	平手 小太郎 東京大学教授
	委員	池邊 このみ 千葉大学大学院教授
	委員	池本 久利 一般財団法人日本環境衛生センター 課長
	委員	日下 博幸 筑波大学教授
	委員	坂本 慎一 東京大学生産技術研究所准教授
	委員	佐々木 裕子 国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員
	委員	西川 豊宏 工学院大学教授
	委員	藤倉 まなみ 桜美林大学教授
	委員	宮越 昭暢 国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員

注 1) 委員任期は、平成 29 年 5 月 20 日から平成 31 年 5 月 19 日まで

注 2) ※は両部会を併任する。

注 3) 会長は、両部会に所属する。

## 環境影響評価制度検討特別部会 委員名簿

区分	氏名	現職	専門分野
部会長	柳 憲一郎	明治大学法科大学院教授	法律・行政
委員	奥 真美	首都大学東京教授	法律・行政
委員	平手 小太郎	東京大学教授	日影、風環境、景観
部会長代理	藤倉 まなみ	桜美林大学教授	法律・行政
委員	町田 信夫	日本大学名誉教授	騒音・振動



## 審議の経過

区 分	年 月 日	主な審議事項
審議会（総会）	平成 29 年 12 月 21 日	（諮問第 480 号） 東京都環境影響評価制度の見直しについて諮問
特別部会（第 1 回）	平成 30 年 1 月 24 日	「東京都環境影響評価制度の見直し」に係る各検討事項について
特別部会（第 2 回）	平成 30 年 2 月 16 日	「東京都環境影響評価制度の見直し」に係る各検討事項について
特別部会（第 3 回）	平成 30 年 3 月 23 日	東京都環境影響評価制度の見直しの中間のまとめ（案）について